

午前 9時56分 開 議

○委員長（八幡元弘君） おはようございます。若干早いですけれども、おそろいですので、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は12名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第8号から認定第12号までの計5件の審査を行います。

採決及び意見の聴取につきましても議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第8号 令和4年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） おはようございます。それでは、認定第8号 令和4年度胎内市公共下水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、薄緑色の決算書でございます。それでは、決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いします。収入決算額は11億8,775万722円でございます。

次に、支出決算額は9億3,629万2,980円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いいたします。なお、こちらのページは税抜きで表示しております。中段の（2）事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益の2億4,703万2,044円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3、4ページをお願いします。収入決算額は4億9,816万2,000円でございます。主な内訳は、企業債、他会計補助金、受益者負担金及び分担金であります。

次に、支出決算額は9億2,838万8,611円でございます。主な内訳は、建設改良費、企業債償還金及び他会計借入金償還金であります。なお、建設改良費4,038万円を翌年度に繰越ししました。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する4億7,730万4,421円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページなのですが、5ページには公共下水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益と前年度繰越欠損金を合わせた当年度未処理欠損金は10億8,121万4,198円となりました。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を掲載しております。下段は欠損金処理計算書で、10億8,121万4,198円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和4年度末における公共下水道事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質問願います。丸山委員。

○委員（丸山孝博君） おはようございます。

今説明いただいたのですけれども、監査委員さんの意見書のところで2ページの（2）のところなのですけれども、なお事業の一部についてはコロナ禍の影響により機器の調達に時間を要したということで、5年度に繰越事業となったというのですけれども、事業の一部ということについて具体的にどのようなものなのか伺います。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 浄化センターの電子機器設備の工事について、部品の調達が整わず、今年度に繰り越すような格好になりました。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これにより5年度どうなったかというのも含んでなののですけれども、大きな影響はなかったというふうに理解していいですか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） はい。今年度工事できることになっておりますので、大きな影響はありませんでした。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 監査委員さんの意見書の3ページになりまして、業務実績についての有収率、一番下ですね、下段、2の一番下、下段ですけれども、これが令和4年度83.4%。17%弱はここに含まれていないことになるのですけれども、考えられる要因と、平成30年度からどんどん、どんどん下がってきていると。考えられる要因をお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 考えられる要因としては、道路排水とか雨水の流入が考えられますし、令和4年度が令和3年度に比べて少し下がっている部分は、8月の豪雨におけるような浸水被害があったために、水の流入量は多かったのですけれども、有収水量は少なかったという部

分が考えられます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ありがとうございます。83.4%、これは他市町村と比べたら遜色ないような数字ということによろしいでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） はい、ほぼ県内平均となっております。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 最後のページのほうなのです。38ページに企業債がありますけれども、下から3つありますね。前年度末ですか、3月23日に起債を起こしておりますけれども、少額なのです。20万円、50万円、40万円とありますけれども、このような細かいというか、少額なやつも起債を起こさないといけない状況なのか、その工事はどのような工事だったのかお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） こちらの工事のほうは、公共ますの取り出しの工事でございます、確かに少額ではあるのですけれども、起債を起こすことによって将来的に負担を平準化していくような方向で考えておりますので、少額ではあったのですけれども、起債を起こして工事費に充当いたしました。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 20万円を10年間で返済するって、ちょっとあんまりではないかなと思うのです。そんな少額な起債をわざわざ起こさなくてもできると思うのです。それだけ財政が逼迫しているということではないと思うので、そういう軽微な工事はやはり起債を起こさないでやったほうが将来のためにかえていいのではないかと思うのですけれども、市長はどう思いますか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

私が詳細まで把握し切れていない部分はありますけれども、総論としては天木委員の言われるとおりだと思います。これからちょっと担当課長補足できることがあったら補足させなければいけないなと思っていたのですけれども、単に平準化するというよりは、もちろん資金計画に基づいて、こういったことは起債で対応していこうと、これまでもそうしてきたし、これからもそうしていこうというのが形骸化しているようであれば改めてまいりたいと思います。ただ、交付税その他のところで本当にメリットがあるからこうしておりますということがあれば、そのようにしっかり答弁しなければいけないところではございましたので、ちょっと今補足がてら担当から答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） こちらのほうには、こういうふうには40万円、50万円、20万円というふうに分かれてはいるのですけれども、実は一括の借入れで同じもので公共下水道の部分と特環公共下水道の部分で分けて借入れしているものですから、実際はこの金額を40万円、50万円、20万円でしょうか、足したような金額で借入れとなっております。

以上です。少額というよりは、それなりの金額というふうなことです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（西村昭裕君） 失礼しました。交付税算入にも当然つながっておりますので、交付税算入の部分があるので、起債を借りているというのが正しい答弁でした。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 令和4年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第9号 令和4年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第9号 令和4年度胎内市農業集落排水事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、紫色の決算書でございます。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いいたします。収入決算額は7億3,030万6,485円でございます。

次に、支出決算額は5億5,241万7,347円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いいたします。こちらのページは、令和4年度より税抜きで表示しております。中段の（2）事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益1億7,575万4,458円でございます。

続きまして、資本的収支について説明します。3、4ページをお願いいたします。収入決算額は2億6,623万8,588円でございます。内訳は、企業債、国庫補助金、他会計補助金、県補助金、工事負担金であります。

次に、支出決算額は5億11万5,325円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。なお、建設改良費1億4,541万7,800円を翌年度に繰り越しました。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億3,387万6,737円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページは、農業集落排水事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は8億4,053万9,032円となりました。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は欠損金処理計算書で、8億4,053万9,032円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和4年度末における農業集落排水事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降は決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質問願います。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 意見書の10ページの下の方ですが、今後も計画的な施設の延命化と維持管理費の縮減を図るとともに、広域化、共同化の検討を進めるなど、効率的な事業運営を望むというふうにあります。広域化、共同化、具体的な考え方というのはどんなふうを考えておられるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 農業集落排水事業の広域化についてなのですけれども、今のところ県の広域化の計画がございまして、それに沿って私どものほうで進めているのですけれども、

まず大長谷地区の処理場のほうを関川村の処理場のほうに接続するような考えがございますし、それから黒川の処理場と乙の処理場のほうを公共下水道事業のほうに接続するような計画を今後10年ぐらいの間にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 今説明がありましたように、こういう共同で広域化を進めている県内の自治体というのは既にあるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） はい。広域化のほうは、県のほうでほかにもございます。

○委員（渡辺栄六君） 分かたらちょっと。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 新発田流域とか、あと県の流域関係のところは広域化のほうを進めております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 令和4年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第10号 令和4年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第10号 令和4年度胎内市水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、水色の決算書でございます。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いいたします。収入決算額は7億1,618万4,142円でございます。

次に、支出決算額は5億8,727万446円でございます。

主な収入及び支出については、17ページをお願いします。こちらのページは、税抜きで表示してあります。上段の(2)事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、その他の営業収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の(3)事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から4行目の当年度純利益1億2,432万9,563円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3、4ページを御覧ください。収入決算額は1億3,930万円でございます。内訳は、企業債、長期貸付金返済金であります。

次に、支出決算額は4億4,459万3,805円でございます。内訳は、建設改良費と企業債償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額3億529万3,805円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

次の5ページは、水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせ、当年度未処分利益剰余金は2億6,045万343円となりました。

次に、6ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金について減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法については、本議会の議第70号で提案しておりますので、よろしくをお願いします。

次に、7、8ページは貸借対照表であり、令和4年度末における水道事業の経営の状態を表した表でございます。

11ページ以降は決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質問願います。増子委員。

○委員（増子達也君） すみません。基本的なことなのですが、7ページの貸借対照表で一番下のほう、流動資産の貯蔵品314万円ほどあるのですが、これ具体的に何になりますでしょうか。お聞きします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） こちらのほうですけれども、水道のメーターとか水道の修繕に使う材料になります。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 令和4年度胎内市水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第11号 令和4年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第11号 令和4年度胎内市簡易水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、ピンク色の決算書でございます。決算の状況については、収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いいたします。収入決算額は2億1,835万4,312円でございます。

次に、支出決算額は1億8,507万8,034円でございます。

主な収入及び支出については、19ページをお願いします。こちらのページは、税抜きで表示しております。上段の（2）事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益3,056万7,588円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3、4ページをお願いします。収入決算額

は7,328万1,918円でございます。内訳は、企業債と他会計補助金であります。

次に、支出決算額は1億2,375万9,783円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額5,047万7,865円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次の5ページは、簡易水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は5,668万8,012円となります。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は剰余金処分計算書案でございまして、当年度分未処分利益剰余金について翌年度に繰り越すものであります。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和4年度末における簡易水道事業の経営の状況を表した表でございます。

13ページ以降は決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質問願います。ご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質問ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 令和4年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第12号 令和4年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第12号 令和4年度胎内市工業用水道事業会計決

算について説明申し上げます。

別冊、黄色の決算書を願いいたします。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1、2ページを願います。収入決算額は1,227万156円でございます。

次に、支出決算額は978万2,570円でございます。

主な収入及び支出については、12ページを願いいたします。中段の(2)事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の(3)事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水費、総係費、減価償却費であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益248万7,586円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3、4ページを願います。収入決算額は134万7,354円で、内訳は他会計補助金であります。

次に、支出決算額は収入と同額であり、企業債償還金であります。

次の5ページは、工業用水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金と合わせて、当年度未処分利益剰余金は989万3,947円となります。

次の6ページは、上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は剰余金処分計算書案で、未処分利益剰余金について翌年度に繰り越すものであります。

7ページは貸借対照表であり、令和4年度末における工業用水道事業の経営状況を表した表であります。

9ページ以降は決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 令和4年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時29分 閉 会